武雄市魅力発信事業業務 公募型プロポーザル実施要領

一般財団法人武雄市観光協会は、武雄市魅力発信事業業務の受注事業者を以下の要領で公募する。

1. 目 的

新型コロナウイルス感染拡大により、武雄市の地域経済をけん引してきた観光関連産業(宿泊業や飲食業等)が壊滅的な影響を受けており、地域社会が崩壊しかねない状況に陥っている。そこで、武雄市の基幹的産業である観光業及び農林業の振興を図るため、観光資源である食、歴史、自然景観、体験等の魅力をさらに磨き上げ、独自の地域資源を活かした観光を推進し、個別化や「新しい生活様式」等で多様化する観光ニーズに対応した誘客メニューの開発(通販ショッピング等)に取り組むとともに観光関連団体との連携を強化し、魅力ある観光地づくりを行うことで、選ばれる観光都市を目指す。また、武雄市の魅力や地場特産品等を積極的に情報発信することで、観光促進、交流人口の拡大へとつなげ、さらには、地域の(事業者自らで)稼ぐ力を醸成することで、武雄市の認知度とブランド力の向上、地域の活性化を目指す。

2. 業務概要

- (1)業務名 武雄市魅力発信事業業務
- (2)業務内容 別紙仕様書のとおり
- (3)履行期間 契約締結日から令和3年3月31日まで
- (4) 予算上限額 30,000,00円(消費税及び地方消費税を含む。)

3. 事業者選定方式

公募型プロポーザル方式とし、企画提案書、見積書等を基にプレゼンテーションを実施し、選定委員会で審査を行い、最も高い評点を獲得した者を選定する。

4. スケジュール

(1)参加表明書の提出期限 令和2年6月24日(水)必着

(3) 質問回答期限 令和2年6月26日(金)

(4)提案書の提出期限 令和2年7月10日(金)必着

(5) 選考会(プレゼン方式) 令和2年7月13日(月)

(6)選定結果の通知 令和2年7月14日(火)予定(6)契約締結期限 令和2年7月20日(月)予定

5. 参加資格等

- (1)地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2)会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続き開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。

- (3) 佐賀県内に本店(個人事業主の場合は、住所)又は支店を有し、市県税等の滞納がなく暴力団員による実質的な経営への関与等、暴力団員との関係を持たない者。
- (4) 随時、迅速かつ具体的な連絡・調整・協議等が可能な者であること。

5. 参加表明の手続き

- (1)提出書類
 - ①公募型プロポーザル参加表明書(様式1)
 - ②会社概要及び過去5年間の主な媒体制作等の実績(様式2)
 - ③誓約書(様式3)
 - ④納税証明書又は滞納のない証明書(昨年度のもの) 法人市・県民税、市固定資産税、国税(法人税、消費税及び地方消費税)
- (2) 提出期限 令和2年6月24日(水)必着
- 6. 質問書の提出手続等
 - (1) 提出期間 令和2年6月17日(水)~24日(水)
 - (2) 提出書類 仕様書に関する質問票(様式4)
 - (3) 提出方法 Eメールで提出すること。 提出する場合は、事務局に対して電話で着信の確認を行うこと。
 - (4) 回答期限 令和2年6月26日(金)
 - (5) 回答方法 全ての質疑回答を参加表明者全員にメールにて通知
- 7. 提案書等の提出
 - (1) 提出期限 令和2年7月10日(金)
 - (2) 提出書類
 - ①企画提案書(A4サイズ縦置き、横書き、任意様式)6部(正本1部、副本5部)
 - ポータルサイト、ECサイトのイメージ図
 - プロモーションのイメージ図
 - ②経費の概算見積書、次年度以降の維持管理見積書 各1部
- 8. 選考会(プレゼンテーション)の実施

企画提案書等提出書類及びプレゼンテーションの内容を基に、「武雄市魅力発信事業業務契約候補 者選定委員会」において総合的に評価を行い、最も高い評点を獲得した者を契約候補者として選定す る。

- (1)日 時 令和2年7月13日(月)午後1時から予定
- (2)会場 武雄市観光協会(武雄市武雄町大字昭和805番地)
- (3) プレゼン 1参加者につき30分程度(質疑を含む) 発表順番と時間割等は、後日各参加表明者にお知らせする。
- (4) 評価基準 ①企画提案内容(技術力、訴求力、企画力、展開力)
 - ②業務遂行能力
 - ③経費の概算見積り額、次年度以降の維持管理見積り額

9. 選定委員会

- (1) 選定を行う委員会は、「武雄市魅力発信事業業務契約候補者選定委員会」とする。
- (2) 選定委員会構成メンバーは、武雄市観光協会理事等で構成する。

10. 評価結果の公表等

(1) 評価結果の公表

評価の結果は、武雄市観光協会ホームページで公表する。

(2) 評価結果の説明

最優秀者として選定されなかった者については、武雄市観光協会に対してその理由説明を求めることができる。この説明を求める場合は、令和2年7月15日(水)までに、その旨を記載した書類を提出すること。

(3) 上記(2) に対する回答は、令和2年7月17日(金) までに書面により行う。

11. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない提案
- (2) 仕様書に示された条件に適合しない提案
- (3) 参加表明書に記載された者以外が行った提案
- (4) その他要領等において示した条件等を満たさない提案
- (5) 提出書類に虚偽の記載をしたもの
- (6) 選定結果に影響を与えるような不正を行ったもの

12. その他留意事項

- (1) 提出期限までに提出場所に提出しなかった提案書等又は、参加資格のない者が提出した提案書等は無効とする。
- (2) 提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (3) 提出された書類は、返却しない。
- (4) 提案書等は、本業務委託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。
- (5) 各手続きや問い合わせ等に可能な時間帯は、午前9時から午後5時までとする。ただし、土曜 日、日曜日及び祝日は除くものとする。
- (6) 本プロポーザルで選定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として選定したものであり、地方自治法及び同法施行令に基づく契約手続の完了までは、武雄市観光協会との契約関係を生じるものではない。

13. 問い合わせ先

〒843-0023 武雄市武雄町大字昭和805番地

一般財団法人 武雄市観光協会 事務局 井上、川浪

電話番号0954-23-7766 FAX番号0954-23-9726

E-mail takeokankou@yahoo.co.jp